

糸満市と豊見城市との境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、糸満市と豊見城市との境界を下記のとおり変更するものとする。

記

糸満市に編入する区域

豊見城市字翁長ナング川原699の一部、700の一部、729の3の一部、731の1の一部、732の一部

豊見城市に編入する区域

糸満市字阿波根浜原1531の2の一部、1535の一部、1536の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方自治法第7条第1項の規定により糸満市及び豊見城市から境界変更の申請があったので、同項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。